

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で自家栽培野菜の販売を行っていた申立人について、避難実行に伴い販売が不能となったことによる逸失利益が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件につき、申立人X1及びX2（以下、あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目： ①生活費増加分（食費増加分等）
②営業損害（自家栽培野菜の販売にかかる逸失利益）

期 間： 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、893,137円の支払義務があることを認める。

（内訳）

① 生活費増加分（食費増加分等） 30,000円
② 営業損害（自家栽培野菜の販売にかかる逸失利益） 863,137円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間には何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月21日